

議案第 3 7 4 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例制定
について

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市長の給与に関する特例)

第2条 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長の給料月額、副市長及び教育長の給与に関する条例（平成17年大田市条例第45号。以下「特別職給与条例」という。）第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の20に相当する額を減じて得た額とする。

(副市長の給与に関する特例)

第3条 特例期間における副市長の給料月額は、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の15に相当する額を減じて得た額とする。

(教育長の給与に関する特例)

第4条 特例期間における教育長の給料月額は、特別職給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

(市長、副市長及び教育長の期末手当の適用除外)

第5条 前3条の規定は、特別職給与条例第3条に規定する期末手当の額の算出の基礎となる給料月額については、適用しない。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に在職する市長が、令和7年4月1日から同年10月29日までの間において引き続き在職する場合にあっては、第2条中「100分の20」とあるのは、「100分の30」とする。
- 3 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

大田市市長、副市長及び教育長の給与の特例に関する 条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

新庁舎建設に係る財源確保に向け、市長、副市長及び教育長の給与の減額を実施するため、「大田市市長、副市長及び教育長の給与に関する条例」の特例を定めるもの。

2 制定の内容

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、市長の給料月額を20%、副市長の給料月額を15%、教育長の給料月額を10%減額するもの。

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) この条例の施行の際現に在職する市長が、令和7年4月1日から同年10月29日までの間において引き続き在職する場合にあつては、市長の給料月額の減額率を30%とする。
- (3) この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 3 7 5 号

大田市職員の給与の特例に関する条例制定について

大田市職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の給与の特例)

第2条 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間における大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号。以下「給与条例」という。）第3条第1項に規定する行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額、給与条例第3条及び第4条（以下「給与条例第3条等」という。）の規定にかかわらず、給与条例第3条等の規定により定める額から、当該額に次の表の級欄に対応する同表の割合欄に定める割合を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該額から当該端数を切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の算出の基礎となる給料月額は、給与条例第3条等の規定により定められる額とする。

級	割合
3	100分の2
4	100分の3
5	100分の4
6	100分の6
7	100分の7

(企業職員の給与の特例)

第3条 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間における大田市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成17年大田市条例第215号）第2条第1項の適用を受ける職員の給料月額は、前条の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

大田市職員の給与の特例に関する条例制定に関する説明資料

1 制定の理由

新庁舎建設に係る財源確保に向け、職員給与の減額を実施するため、「大田市職員の給与に関する条例」及び「大田市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の特例を定めるもの。

2 制定の内容

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間、行政職給料表の適用を受ける職員の給料月額を表のとおり減額するもの。

職員の級	減額割合
1 級（主事級）	0 %
2 級（副主任級）	0 %
3 級（主任級）	2 %
4 級（係長級）	3 %
5 級（課長補佐級）	4 %
6 級（課長級）	6 %
7 級（部長級）	7 %

3 施行期日等

- (1) 令和7年4月1日から施行する。
- (2) この条例は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。

議案第 3 7 6 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年大田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

3 市長	大田市子ども医療費助成条例（平成 17 年大田市条例第 109 号）による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	--

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号。以下「命令」という。）第 2 条の表に規定する地方税関係情報をいう。） (2) 住民票関係情報（命令第 2 条の表に規定する住

民票関係情報をいう。)

(3) 生活保護関係情報（命令第2条の表に規定する生活保護関係情報をいう。)

(4) 中国残留邦人等支援給付関係情報（命令第2条の表に規定する中国残留邦人等支援給付関係情報をいう。)

(5) 外国人生活保護関係情報（命令第2条の表161の項第4欄に掲げる特定個人情報をいう。)

(6) 都道府県知事又は政令指定都市の長が交付する療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）に関する情報

		(7) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）による身体障害者手帳に関する情報 (8) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報 (9) 医療保険給付関係情報（命令第 2 条の表に規定する医療保険給付関係情報をいう。）
2 市長	生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	命令第 2 条の表 4 2 の項第 4 欄に掲げる特定個人情報であって規則で定めるもの
3 市長	大田市子ども医療費助成条例による子どもの医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成事業及び大田市子ども医療費助成条例による子どもの医療費助成事業の資格証の交付に関する申請の受理等に係る事務において、個人番号の利用を可能とするため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

大田市福祉医療費助成条例による福祉医療費助成事業及び大田市子ども医療費助成条例による子どもの医療費助成事業の資格証の交付に関する申請の受理等に係る事務に関して、個人番号の利用ができることとする。

(別表第1及び別表第2)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 7 7 号

大田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大田市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田市職員の給与に関する条例（平成17年大田市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第3号及び第4号、第19条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第2条 大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成17年大田市条例第225号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第3条 大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年大田市条例第227号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(大田市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の大田市職員の給与に関する条例第19条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

大田市職員の給与に関する条例等の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

刑法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

各条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大田市職員の給与に関する条例、大田市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例、大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例）

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 8 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正
する条例制定について

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年大田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第5条第1項中「第8条、第8条の3、第12条から第14条まで及び第20条」を「第8条の3及び第12条から第14条まで」に、「、第13条から第15条まで及び第20条」を「及び第13条から第15条まで」に改め、同条第2項中「及び第19条」を「、第19条及び第20条」に、「「100分の172.5」」を「「100分の95」と、職員給与条例第20条第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

人事院勧告及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正を踏まえ、特定任期付職員業績手当を廃止するとともに、勤勉手当を支給し、及び期末手当の支給月数を引き下げるため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 特定任期付職員業績手当の廃止

手当を支給する旨定めている規定を廃止する。

(第4条)

(2) 勤勉手当に関する規定の追加

(単位：月分)

6月	12月	計
0.875	0.875	1.75

(第5条)

(3) 期末手当の支給月数の改定

年間支給月数

3.45月分 → 1.9月分 (1.55月減)

(単位：月分)

	6月	12月	計
改定前	1.725	1.725	3.45
改定後	0.95	0.95	1.9

(第5条)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 7 9 号

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例制定
について

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の勤務時間に関する条例（平成17年大田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の大田市職員の勤務時間に関する条例第10条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

大田市職員の勤務時間に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる養育する子の範囲を「3歳未満の子」から「小学校就学前の子」に拡大する。

(第10条)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 8 0 号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
制定について

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の休日及び休暇に関する条例（平成17年大田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「（配偶者）」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を、「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大田市職員の休日及び休暇に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 介護休暇の取得対象として定める「配偶者」に、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加える。

(第 1 2 条)

- (2) 介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知や請求手続の円滑化、職員の意向確認などの措置に関して規定する。

(第 1 2 条の 3、第 1 2 条の 4)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 8 1 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大田市職員の給与に関する条例（平成１７年大田市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第７条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第２項中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第６号までを１号ずつ繰り上げ、同条第３項を次のように改める。

３ 扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３，０００円、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき６，５００円とする。

第７条第４項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改め、同条に次の１項を加える。

５ 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第８条を次のように改める。

第８条 削除

第８条の２第２項第３号中「１００分の１５」を「１００分の１２」に改め、同項第４号中「１００分の１２」を「１００分の８」に改め、同項第５号中「１００分の１０」を「１００分の４」に改め、同項第６号及び第７号を削る。

第８条の３第１項第２号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第９条の２第３項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第１８条の２第１項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第２項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後１０時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。

)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(同項の勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
短時間	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
勤務職	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
員以外	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
の職員	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000

19	210, 600	254, 300	285, 000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
25	220, 000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900	445, 400
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000	446, 100
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100	447, 400
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449, 000
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	

49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		

79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				

	109		303,800	354,700				
	110		304,200					
	111		304,600					
	112		304,900					
	113		305,100					
	114		305,300					
	115		305,600					
	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において大田市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であ

ったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

第5条 改正後給与条例第9条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（その他の経過措置の規則への委任）

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附則別表（附則第2条関係）

号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12

29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42

59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		

89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

大田市職員の給与に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、
所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 扶養手当

配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を段階的に増額する。

	現行	令和7年度	令和8年度以降
配 偶 者	6,500円	3,000円 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)	0円
子	10,000円	11,500円	13,000円

(第7条)

(2) 地域手当

級地の区分及び支給割合を以下のとおり改定する。

	現行	改定後
1 級地	100分の20	100分の20
2 級地	100分の16	100分の16
3 級地	100分の15	100分の12
4 級地	100分の12	100分の8
5 級地	100分の10	100分の4
6 級地	100分の6	廃止

7 級地	100分の3	廃止
------	--------	----

(第 8 条の 2)

(3) 住居手当

住居手当の支給対象として定める「配偶者」に、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加え、その者が居住する住宅の家賃を支払っている場合も対象とする。

(第 8 条の 3)

(4) 単身赴任手当

採用時において、単身赴任を余儀なくされる職員に対して手当を支給することができるよう、支給対象を拡大する。

(第 9 条の 2)

(5) 管理職員特別勤務手当

管理職員が災害対応や緊急の必要により、正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合において、勤務実態に応じた適切な処遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象の時間帯を拡大する。

	現行	改定後
時間帯	午前 0 時から午前 5 時まで	午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで

(第 1 8 条の 2)

(6) 令和 7 年 4 月 1 日以降の給料表の改定

行政職給料表について、若手・中堅職員の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改善するため、3 級～7 級の各級の初号の給料月額を引き上げる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 8 2 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 26 年大田市条例第 30 号) の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に
改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

栄養士法が改正され、従前、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、家庭的保育事業所等に関する要件として「栄養士」の配置を求めていた規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置した場合についても同要件を満たすことができることとする。

（第16条）

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 8 3 号

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年大田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第4条第1項中「職員の員数」を「職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「1の」を「一の」に改め、同項第1号及び第2号中「前項第1号から第3号までに」を「第1項各号」に改め、同項第3号中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号」を「同項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 引用条項の変更

引用条項の変更に伴い、「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号ロ(2)」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ」に改める。

(第 3 条)

(2) 地域包括支援センターの職員配置基準の緩和

省令で定める地域包括支援センターの職員配置基準の緩和に伴い、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合には、常勤換算方法により配置基準を満たすことを可能とする。

また、複数のセンター全体で必要な職員が配置されていればよいこととし、個々のセンターには必ずしも 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）の全てを配置しなくてもよく、この場合についても、常勤換算方法により配置基準を満たすことを可能とする。

(第 4 条)

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 8 4 号

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条の7第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第183条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第183条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

（第3条の7、第183条）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 8 5 号

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第90条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第90条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

（第 1 1 条、第 9 0 条）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 8 6 号

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年大田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第15条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

（第7条、第36条）

- (2) 引用条項の変更に伴い、「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

（第15条）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 8 7 号

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年大田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第31条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第31条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改め、文言の適正化を図る。

（第4条、第31条）

3 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 3 8 8 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大田市国民健康保険条例（平成17年大田市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第12条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第15条の2第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の5第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大田市国民健康保険条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 保険料の基礎分及び後期高齢者支援金分に係る賦課限度額を引き上げる。

区 分	保険料の賦課限度額	
	現 行	改正後
基礎分	6 5 万円	6 6 万円
後期高齢者支援金分	2 4 万円	2 6 万円
介護納付金分	1 7 万円	

(第 1 2 条の 6、第 1 2 条の 6 の 1 2)

- (2) 保険料の軽減判定の基準を緩和する。

区 分	被保険者及び世帯主の総所得金額と比較する基準	
	現 行	改正後
7 割軽減	43万円＋ 10万円×（給与所得者等の数－1）	
5 割軽減	43万円＋ <u>29.5万円</u> ×（被 保険者数＋特定同一世帯 所属者数）＋10万円×（ 給与所得者等の数－1）	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×（被 保険者数＋特定同一世帯 所属者数）＋10万円×（ 給与所得者等の数－1）
2 割軽減	43万円＋ <u>54.5万円</u> ×（被 保険者数＋特定同一世帯 所属者数）＋10万円×（ 給与所得者等の数－1）	43万円＋ <u>56万円</u> ×（被保 険者数＋特定同一世帯所 属者数）＋10万円×（給 与所得者等の数－1）

(第 1 5 条の 2)

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 改正後の賦課限度額及び軽減判定基準の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 8 9 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例制定について

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成 17 年大田市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 14 号を第 15 号とし、第 13 号を第 14 号とし、第 12 号を第 13 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(12) 施設整備助成金 認定企業が事業の用に供する建物の整備費用に対する助成金をいう。

別表を次のように改める。

別表（第 6 条関係）

助成金の種類	対象者	申請時の増加 常用従業員数	助成金の額	限度額	助成対象期間
投資助成金	第 4 条第 3 項第 2 号アに掲げる事業を営む認定企業	3 人～ 4 人	投下固定資本額に 0.10 を乗じて得た額	投資助成金と雇用助成金の合計額 5,000 万円	操業開始から 3 年以内
		5 人～ 6 人	投下固定資本額に 0.15 を乗じて得た額		
		7 人～ 9 人	投下固定資本額に 0.20 を乗じて得た額		
		10 人以上	投下固定資本額に 0.25 を乗じて得た額		

雇 用 助 成 金	第 4 条 第 3 項 第 2 号 ア に 掲 げ る 事 業 を 営 む 認 定 企 業	3 人 以 上	規則で定め るところによ り算定した増 加常用従業員 数に 2 0 万円 を乗じて得た 額		
	第 4 条 第 3 項 第 2 号 (ア を除く。) に 掲 げ る 事 業 を 営 む 認 定 企 業	3 人 以 上	規則で定め るところによ り算定した増 加常用従業員 数に 5 0 万円 を乗じて得た 額	雇用助成金 と施設整備 助成金の合 計額 5 , 0 0 0 万円 (う ち、施設 整備助成金 は 5 0 0 万 円)	
施 設 整 備 助 成 金	第 4 条 第 3 項 第 2 号 (ア を除く。) に 掲 げ る 事 業 を 営 む 認 定 企 業	3 人 以 上	当該事業の用 に供する建物 の整備にかか る費用(消費 税及び地方消 費税相当額は 含まない。)に 0 . 5 を乗じ て得た額		
通 信 回 線 使 用 助 成 金	第 4 条 第 3 項 第 2 号 (ア を除く。) に 掲 げ る 事 業 を 営 む 認 定 企 業	3 人 以 上	通信回線(当 該事業の用に 供された回線 数、延長又は 容量に係る部 分に限る。)の 使用料及び通 信料の額に 0 . 5 を乗じ	1 年につき 1 , 0 0 0 万円	助成 対象 事業 開始 日か ら 8 年以 内

			て得た額	
家賃等助成金	第4条第3項第2号（アを除く。）に掲げる事業を営む認定企業	3人以上	当該事業の用に供され、月額又は年額で契約された建物の賃借料及び賃貸契約に明示された共益費の合計額（敷金礼金など入居の際に必要となる一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するもの並びに消費税及び地方消費税相当額は含まない。）に0.5を乗じて得た額	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市企業立地奨励条例の規定は、この条例の施行の日以後に認定を受けた企業について適用し、同日前に認定を受けた企業については、なお従前の例による。

大田市企業立地奨励条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市内へのソフト産業の進出を推進するため、助成金による支援措置の拡充等について所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

助成金による支援措置を拡充する。

現行					
助成金の種類	対象者	申請時の増加常用従業員数	助成金の額	限度額	助成対象期間
雇用助成金	ソフト産業を営む認定企業	3人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に50万円を乗じて得た額	5,000万円	操業開始から3年以内

改正後					
助成金の種類	対象者	申請時の増加常用従業員数	助成金の額	限度額	助成対象期間
雇用助成金	ソフト産業を営む認定企業	3人以上	規則で定めるところにより算定した増加常用従業員数に50万円を乗じて得た額	雇用助成金と施設整備助成金の合計額5,000万円	操業開始から3年以内
施設整備助成金	ソフト産業を営む認定企業	3人以上	当該事業の用に供する建物の整備にかかる費用（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）に0.5を乗じて得た額	（うち、施設整備助成金は500万円）	

（第2条、別表）

3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後に認定を受けた企業について適用する。

議案第 3 9 0 号

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例（令和 3 年大田市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 7 条関係）

施設区分	開館時間	休館日
農林水産物・特産品等販売施設 賑わい広場	午前 9 時から 午後 7 時まで	なし
観光案内施設	午前 9 時から 午後 5 時まで	
飲食施設	午前 11 時から 午後 8 時まで	
イベント施設	午前 7 時から 午後 10 時まで	
RV パーク	午後 3 時から 翌日午前 10 時まで	
多目的広場 ドッグラン	午前 6 時から 午後 7 時まで	
休憩・情報発信施設 公衆トイレ 電気自動車充電施設 駐車場	終日	

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 8 条、第 11 条関係）

施設	区分	利用単位	利用料金
イベント施設 (放送設備を	営利目的	午前（午前 9 時から 正午まで）	3,300 円

含む。)		午後（正午から午後5時まで）	5, 500円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	5, 600円
	非営利目的	午前（午前9時から正午まで）	1, 200円
		午後（正午から午後5時まで）	2, 000円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	2, 000円
	時間延長	1時間	各区分1時間当たりの金額を加算
飲食施設のうち加工室	営利目的	1時間	400円
	非営利目的	1時間	200円
	急速凍結機利用	1時間	600円を加算
	真空包装機利用	1時間	600円を加算
賑わい広場のうち屋根通路への出店（1区画）	業者による営業	1日	売上額の10%又は4, 400円の高い額
	飲食提供 食品販売 （業者による営業を除く。）	1日	売上額の10%又は2, 200円の高い額

	農産品販売 (業者による 営業を除く。)	1日	売上額の15%又は 600円の高い額
	非営利目的	1日	無料
	上記以外	1日	売上額の5%又は 600円の高い額
屋根通路以外 への出店	屋根通路出店 の各区分	1日	各区分金額の8 0%相当額
臨時駐車場 (駐車場用途 以外)	営利目的	1日	11,000円
	非営利目的	1日	2,200円
RVパーク (1台分)	車中泊料金 (充電設備・ ゴミ処分費を 含む。)	1泊	2,800円
	汚水処理・生 活用水給水設 備	1泊	400円
備品使用	折りたたみイ ス	1日・10脚以下	無料
		1日・10脚以上 50脚毎	150円
	テント	1日・1張	250円

備考

- 1 高校生以下の利用は、この表に定める額の5割相当額とする。
- 2 イベント施設について、リハーサル・準備・片付けに利用する場合

合は、表に定める額の 5 割相当額とする。

- 3 大田市民（市内に住所を有する者及び市内に主たる活動拠点を有する団体）以外の者が利用する場合は、この表に定める金額の 2 割相当額を加算する。ただし、RV パークは除く。
- 4 「売上額」とは、利用者が得た対価の総額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。
- 5 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 6 利用時間が 1 時間未満であるときは、1 時間とし、利用時間が 1 時間を超える場合において 1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。
- 7 利用料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

大田市道の駅「ごいせ仁摩」の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

道の駅「ごいせ仁摩」の指定管理の更新に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 休館日（火曜日、1月1日）を廃止する。

（別表第1）

(2) 利用料金を改める。

施設	区分	利用単位	現行	改正後
イベント施設（放送設備を含む。）	営利目的	午前（午前9時から正午まで）	3,300 円	3,300 円
		午後（正午から午後5時まで）	5,500 円	5,500 円
		夜間（午後5時から午後9時まで）	<u>5,280 円</u>	<u>5,600 円</u>
	非営利目的	午前（午前9時から正午まで）	<u>990 円</u>	<u>1,200 円</u>
		午後（正午から午後5時まで）	<u>1,650 円</u>	<u>2,000 円</u>
		夜間（午後5時から午後9時まで）	<u>1,760 円</u>	<u>2,000 円</u>
	時間延長	1 時間	各区分 1 時間当たりの	各区分 1 時間当たりの

			金額を加算	金額を加算
飲食施設	営利目的	1 時間	<u>330 円</u>	<u>400 円</u>
のうち加工室	非営利目的	1 時間	<u>110 円</u>	<u>200 円</u>
	急速凍結機利用	1 時間	<u>550 円を加算</u>	<u>600 円を加算</u>
	真空包装機利用	1 時間	<u>550 円を加算</u>	<u>600 円を加算</u>
販わい広場のうち屋根通路への出店（1 区画）	業者による営業	1 日	売上額の 10%又は 4,400 円の高い額	売上額の 10%又は 4,400 円の高い額
	飲食提供 食品販売 （業者による営業を除く。）	1 日	売上額の 10%又は 2,200 円の高い額	売上額の 10%又は 2,200 円の高い額
	農産品販売 （業者による営業を除く。）	1 日	<u>売上額の 15%又は 550 円の高い額</u>	<u>売上額の 15%又は 600 円の高い額</u>
	非営利目的	1 日	無料	無料
	上記以外	1 日	<u>売上額の 5%又は 550 円の高い額</u>	<u>売上額の 5%又は 600 円の高い額</u>
屋根通路以外への出店	屋根通路出店の各区分	1 日	各区分金額の 80%相当額	各区分金額の 80%相当額
臨時駐車場（駐車場用途以	営利目的	1 日	11,000 円	11,000 円
	非営利目的	1 日	2,200 円	2,200 円

外)				
RV パーク (1 台 分)	車中泊料金 (充電 設 備 ・ ゴミ 処 分 費 を 含 む。)	1 泊	<u>2,750 円</u>	<u>2,800 円</u>
	汚水処理 ・ 生活用水給 水設備	1 泊	<u>330 円</u>	<u>400 円</u>
備品使用	折りたたみ イス	1 日 ・ 1 0 脚以 下	無料	無料
		1 日 ・ 1 0 脚以 上 5 0 脚毎	<u>110 円</u>	<u>150 円</u>
	テント	1 日 ・ 1 張	<u>220 円</u>	<u>250 円</u>

(別表第 2)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 9 1 号

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年大田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第21条」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

大田市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

引用条項の移動に伴い、「第 2 1 条」を「第 2 2 条」に改める。
(第 4 条)

3 施行期日

令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 3 9 2 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例制定について

大田市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する
ものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 大田市手数料条例（平成 1 7 年大田市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「別表第 4 の 3」を「別表第 4 の 5」に改める。

別表第 4 を次のように改める。

別表第 4（第 2 条関係）

建築関係

種類		単位	金額
1 法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認又は法第 1 8 条第 3 項の規定に基づく審査申請	(1) 床面積の合計 ((2) に掲げる場合を除く。)	3 0 m ² 以内	1 件につき 5, 0 3 0 円
		3 0 m ² を超え 1 0 0 m ² 以内	1 件につき 9, 0 5 0 円
		1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内	1 件につき 1 4, 0 0 0 円
		2 0 0 m ² を超え 3 0 0 m ² 以内	1 件につき 1 9, 0 0 0 円
	(2) 法第 8 7 条の 4 の昇降機の設置を含む場合	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1 基につき (1) の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 9, 0 3 0 円を加算した額
		イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1 基につき (1) の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に 5, 0 3 0 円を加算し

					た額
2 構造計算適合性判定を要する 法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの	床面積の合計	300m ² 以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に161,000円を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	床面積の合計	300m ² 以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に213,000円を加算した額
3 法第8条第7項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 建築設備を設置する場合（(2)に掲げる場合を除く。） (2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合			1の建築設備につき	9,030円
				1の建築設備につき	5,030円
4 法第7条	(1) 床面積の合計		30m ² 以内	1件につき	10,000円

条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請	計((2)に掲げる場合を除く。)		き	円
		30m ² を超え	1件につ	12,000
		100m ² 以内	き	円
		100m ² を超え	1件につ	16,000
		200m ² 以内	き	円
		200m ² を超え	1件につ	22,000
		300m ² 以内	き	円
	(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この表において「中間検査を受けた場合」という。）	30m ² 以内	1件につ	9,000円
		30m ² を超え	1件につ	11,000
		100m ² 以内	き	円
		100m ² を超え	1件につ	15,000
		200m ² 以内	き	円
		200m ² を超え	1件につ	21,000
		300m ² 以内	き	円
	(3) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		1基につ	(1)の区分(中間検査を受けた場合には、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数

				料の額に 1 3 , 0 0 0 円を加算した額
5 法第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく中間検査又は法第 1 8 条第 2 9 項の規定に基づく検査申請	床面積の合計	3 0 m ² 以内	1 件につき	9 , 0 3 0 円
		3 0 m ² を超え 1 0 0 m ² 以内	1 件につき	1 1 , 0 0 0 円
		1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内	1 件につき	1 5 , 0 0 0 円
		2 0 0 m ² を超え 3 0 0 m ² 以内	1 件につき	2 0 , 0 0 0 円
6 法第 8 7 条の 4 において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査又は法第 1 8 条第 2 1 項の規定に基づく検査申請			1 の建築設備につき	1 3 , 0 0 0 円
7 法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認又は法第 1 8 条第 3 項の規定に基づく審査申請		(1) 工作物を築造する場合 (2) に掲げる場合を除く。)	1 の工作物につき	8 , 0 5 0 円
		(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1 の工作物につき	4 , 0 2 0 円
8 法第 8 8 条第 1 項又は第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査又は法第 1 8 条第 2 1 項の規定に基づく検査申請			1 の工作物につき	9 , 0 5 0 円
9 法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 1 8 条第 3 8 項第 1 号若しくは			1 件につき	1 2 0 , 0 0 0 円

第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請				
10 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請	1件につき	27,300円		
11 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請	1件につき	120,000円		
12 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物（2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築等をするものに限る。）の特例の認定申請	(1) 建築物の数が2以下である場合	1件につき	78,300円	
	(2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき	78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額	
13 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	(1) 建築物（既存建築物を除く。）の数が1である場合	1件につき	78,300円	
	(2) 建築物（既存建築物を除く。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物（既存建築物を除く。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算し	

			た額
14 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は増築等の認定申請	(1) 建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が1である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物（新築又は増築等に係るものに限る。）の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
15 法第86条の5第1項の規定に基づく1の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請		1件につき	6,480円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加算した額
16 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この表において「政令」という。）第137条の12第6項の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		1件につき	27,300円
17 政令第137条の12第7項の規定に基づく建築物の道路内の建築制限の適用		1件につき	27,300円

除外となる大規模の修繕又は大規模の模様替の認定申請		
---------------------------	--	--

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 2 この表の1の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定する。
 - ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積
 - イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
 - ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1
 - エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 3 この表の2の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。
- 4 この表の4の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

別表第4の2を次のように改める。

別表第4の2（第2条関係）

建築関係のその2

種類		単位	金額
長期優良住宅建築等計画の認定申請（長期優良住宅法第5条第1項から第5項）又は長期優良住宅維持保全計画の認定申請（同条第6項及び第7項）	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分の有しな限る。以下この表において同じ。）の場合	1 件につき	4 5 , 0 0 0 円（確認書等の提出がある場合にあっては、1 2 , 0 0 0 円）
	建築等計画の認定を受けようとする住宅が新築しようとする共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）の	1 件につき	1 0 4 , 0 0 0 円（確認書等の提出がある場合にあっては、2 2 , 0 0 0 円）を1 の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定の申請の数（以下「認定申請数」という。）で除して得た額（その額に1 0 0

場合			円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
建築等計画の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする一戸建ての住宅の場合又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合		1 件につき	6 7 , 0 0 0 円 (確 認 書 等 の 提 出 が あ る 場 合 に あ っ て は 、 1 8 , 0 0 0 円)
建 築 等 計 画 の 認 定 を 受 け よ う と す る 住 宅 が 増 築 し 、 若 し く は 改 築 し よ う と す る 共 同 住 宅 等 の 場 合 又 は 維 持 保 全 計 画 の 認 定 を 受 け よ う と す る 住 宅	床面積の合計が300m ² 以内のもの	1 件につき	1 5 7 , 0 0 0 円 (確 認 書 等 の 提 出 が あ る 場 合 に あ っ て は 、 3 3 , 0 0 0 円) を 認 定 申 請 数 で 除 して 得 た 額 (そ の 額 に 1 0 0 円 未 満 の 端 数 が あ る と き は 、 こ れ を 切 り 捨 て た 額)

	が共同住宅等の場合			
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定申請（長期優良住宅法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）（長期優良住宅法第8条第1項）	建築等計画の変更の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	建築等計画の変更の認定を受けた共同住宅等の場合	1件につき	23,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、6,000円）
	建築等計画の変更の認定を受けた共同住宅等の場合	建築等計画の変更の認定を受けた共同住宅等の場合	1件につき	104,000円（変更後の建築等計画に係る確認書等の提出がある場合にあつては、22,000円）を 変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築

			等計画の変更の認定の申請の数をいう。以下同じ。)で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が増築し、若しくは改築しようとする建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合	1件につき	34,000円(変更後の建築等計画又は維持保全計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,000円)	
建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保	1件につき	157,000円(変更後の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に係る確	

	定を受けようとする住宅が、増築し、若しくは改築しようとする建築物の認定面積の増加に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が300m ² 以内のものとしての認定を受けた共同住宅等の場合		認書等の提出がある場合には、33,000円)を変更認定申請数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
長期優良住宅法第6条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に係る適合審査申請		1件につき	建築等計画の認定を受けようとする住宅又は建築等計画の変更の認定を受けようとする住宅の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準

	法 施 行 条 例 （昭和４８年 島根県条例第 ２０号）第１ １条及び第１ ３条の規定の 例により算出 した額（工作 物を築造する 場合にあつて は当該工作物 の数に応じて 同条例第１１ 条及び第１３ 条の規定の例 により算出し た額を、構造 計算適合性判 定を要する部 分が含まれる 場合にあつて は当該部分の 床面積の合計 に応じて同条 例第１１条の 規定の例によ
--	--

		り算出した額)
長期優良住宅建築等計画の変更の認定申請 (長期優良住宅法第9条第1項及び第3項きの規定によるものに限る。)	1件につき	3,000円
長期優良住宅建築等計画の認定又は維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認申請(長期優良住宅法第10条)	1件につき	3,000円

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 2 この表において「長期優良住宅法」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)をいう。
- 3 この表において「確認書等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項に規定する確認書又は同法第5条第1項に規定する住宅性能評価書をいう。

別表第4の3を次のように改める。

別表第4の3(第2条関係)

建築関係のその3

手数料の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
低炭素建築物新築等計画の認定等に係る	(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この表において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築	

手数料	物新築等計画（以下この表において「計画」という。）の認定（以下この表において「計画の認定」という。）を受けようとする者 ア 計画の認定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の場合 （ア） 当該住宅について建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号及び次号において「省令」という。）第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において
-----	--

	「誘導標準計算基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (イ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準(以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ	34,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 38,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 18,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円) 19,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、5,000円)
--	---	---

	(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）	26,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 28,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円） 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ウ）から（オ）までのいずれかに規定する手数料の額、複
--	---	--

	の号及び次号において同じ。)を有しないものをいう。以下この表において同じ。)又は複合建築物(省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次号において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合 (ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法(次号において「誘導標準入力法等基準」という。)を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の床面積	合建築物(非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。)にあっては(ア)又は(イ)及び(ウ)から(オ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 225,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円) 277,000円(非住宅基準適
--	--	--

	積の合計が 3 0 0 平方メートルのも の (イ) 当該建築物の 非住宅部分について 省令第 1 0 条第 1 号 イ(2)及び同号ロ(2)の 基準（次号において 「誘導モデル建物法 基準」という。）を 用いて評価を行う場 合 a 非住宅部分の床面 積の合計が 3 0 0 平方メートル未満 のもの b 非住宅部分の床面 積の合計が 3 0 0 平方メートルのも の (ウ) 当該建築物の 住宅部分について誘 導標準計算基準を用 いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積 の合計が 3 0 0 平方	合証の提出がある場合にあって は、1 6 , 0 0 0 円) 8 6 , 0 0 0 円（非住宅基準適合 証の提出がある場合にあっては、 1 0 , 0 0 0 円) 1 0 8 , 0 0 0 円（非住宅基準適 合証の提出がある場合にあって は、1 6 , 0 0 0 円) 6 7 , 0 0 0 円（住宅基準適合証 の提出がある場合にあっては、
--	--	--

	方メートル未満のもの	10,000円)
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	114,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
	(エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	57,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
	(オ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
	b 住宅部分の床面積	85,000円（住宅基準適合証

	の合計が 3 0 0 平方メートルのもの 等)の提出がある場合にあっては、2 0, 0 0 0 円)
(2)	法第 5 5 条第 1 項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この表において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者 ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合 (ア) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの b 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの (イ) 当該住宅について誘導標準計算基準を用いて評価を行
	1 7, 0 0 0 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3, 0 0 0 円） 1 9, 0 0 0 円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3, 0 0 0 円）

	う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの (ウ) 当該住宅について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	9,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 10,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 13,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 14,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあっては（ア）又は（イ）に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部
--	---	--

	分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。) にあつては (ウ) から (オ) までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物 (非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつては (ア) 又は (イ) 及び (ウ) から (オ) までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分 (床面積の増加に係る部分を除く。) の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積の	225,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)

	うち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの b 非住宅部分の計画	277,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,00300平方メートル0円） ルのもの (イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合 a 非住宅部分の計画 86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000300平方メートル円） ル未満のもの b 非住宅部分の計画 108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出が
--	---	--

	の床面積の合計がある場合にあっては、16,00300平方メートル(0円) ルのもの (ウ) 当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の67,000円(変更後の計画に変更に係る部分に係る住宅基準適合証等の提出が床面積の合計が3ある場合にあっては、10,00000平方メートル(0円)) 未満のもの b 住宅部分の計画の114,000円(変更後の計画に変更に係る部分に係る住宅基準適合証等の提出が床面積の合計が3ある場合にあっては、20,00000平方メートル(0円)) のもの (エ) 当該建築物の住宅部分について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の32,000円(変更後の計画に変更に係る部分に係る住宅基準適合証等の提出が床面積の合計が3ある場合にあっては、10,00000平方メートル(0円)) 未満のもの
--	---

	b 住宅部分の計画の 変更に係る部分の 床面積の合計が3 00平方メートル のもの (オ) 当該建築物の 住宅部分について誘 導仕様・計算併用法 基準を用いて評価を 行う場合 a 住宅部分の計画の 変更に係る部分の 床面積の合計が3 00平方メートル 未満のもの b 住宅部分の計画の 変更に係る部分の 床面積の合計が3 00平方メートル のもの	57,000円（変更後の計画に 係る住宅基準適合証等の提出があ る場合にあっては、20,000 円） 50,000円（変更後の計画に 係る住宅基準適合証等の提出があ る場合にあっては、10,000 円） 85,000円（変更後の計画に 係る住宅基準適合証等の提出があ る場合にあっては、20,000 円）
--	---	---

備考

- この表において「住宅基準適合証等」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合していることを示す書類又は知事の定めるその他の図書をいう。
- この表において「非住宅基準適合証」とは、建築物のエネルギー

消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１４条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。

別表第４の３の次に次の２表を加える。

別表第４の４（第２条関係）

建築関係のその４

手数料 の種別	手数料を納めなければならない者	手数料の額
建築物 のエネルギー 消費性能の向 上等に関する 法律関係手 数料	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下この表において「法」という。）第１１条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この号から第５号までにおいて「計画」という。）の建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この号から第４号までにおいて「適合性判定」という。）（以下この号において「計画の適合性判定」という。）を受けようとする者 ア 計画の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては、（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料

令第1号。以下この表において「省令」という。)第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。ただし、工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分(以下この号から第5号までにおいて「工場等部分」という。)を除く。以下この号から第5号までにおいて同じ。)を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等(共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分又は工場等部分を有しないものをいう。(エ)に規定する区分に以下この号から第5号までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この表において同じ。)である場合	料の額、共同住宅等にあつては、(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあつては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
---	---

	(ア) 当該建築物の非住宅部分について省令第1条第1項第1号イの基準及び同号ただし書に規定する方法（以下この表において「標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a 非住宅部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第3条に規定する床面積をいう。ただし、建築物を増築し、又は改築しようとする場合において、当該建築物についてエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要しない既存部分があるときは、当該既存部分の床面積を除く。以下この表において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
	b 非住宅部分の床面積の合	276,000円

	計が 3 0 0 平方メートル のもの	
	(イ) 当該建築物の工場等 部分について標準入力法等 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 工場等部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	2 3, 0 0 0 円
	b 工場等部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	3 0, 0 0 0 円
	(ウ) 当該建築物の非住宅 部分について省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準（以下 この表において「モデル建 物法基準」という。）を用 いて評価を行う場合	
	a 非住宅部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	8 6, 0 0 0 円
	b 非住宅部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	1 0 8, 0 0 0 円
	(エ) 当該建築物の工場等 部分についてモデル建物法	

	基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
	b 工場等部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	26,000円
	(オ) 当該建築物の住宅部分（省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。）について省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この表において「標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
	b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	114,000円
	(カ) 当該建築物の住宅部分について省令第1条第1	

	項第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この表において「仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの (キ) 当該建築物の住宅部分について省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この表において「仕様・計算併用法基準」という。）を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの b 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの イ 計画の適合性判定を受けよ	3 2, 0 0 0 円 5 6, 0 0 0 円 5 0, 0 0 0 円 8 5, 0 0 0 円
--	--	---

	うとする建築物が一戸建ての住宅（非住宅部分又は工場等部分を有しないものに限る。以下この号から第5号までにおいて同じ。）の場合 （ア） 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 37,000円 （イ） 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 （ウ） 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円	
--	---	--

(2) 法第 11 条第 2 項の規定に基づく計画の変更の適合性判定
(以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。)
を受けようとする者

ア 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては(オ)から(キ)までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては(ア)から(エ)までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、(ア)及び(イ)又は(ウ)及び(エ)に規定する区分に応じ、それぞ

	れに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
（ア） 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号及び第4号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メー	224,000円

	トル未満のもの	
	b 非住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	2 7 6 , 0 0 0 円
	(イ) 当該建築物の工場等 部分について標準入力法等 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	2 3 , 0 0 0 円
	b 工場等部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	3 0 , 0 0 0 円
	(ウ) 当該建築物の非住宅 部分についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 非住宅部分の計画の変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
	b 非住宅部分の計画の変更	1 0 8 , 0 0 0 円

	に係る部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの	
	(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 9, 0 0 0 円
	b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの	2 6, 0 0 0 円
	(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	6 7, 0 0 0 円
	b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの	1 1 4, 0 0 0 円

	(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの (キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの イ 計画の変更の適合性判定を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	32,000円 56,000円 50,000円 85,000円
--	--	---

	(ア) 当該建築物について 標準計算基準を用いて評価 を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
	(イ) 当該建築物について 仕様基準を用いて評価を行 う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円
	(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用 いて評価を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
	(3) 法第12条第2項の規定に基 づく計画の適合性判定（以下こ の号において「計画の適合性判 定」という。）を求めようとする者	

ア 計画の適合性判定を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積と
--	--

	みなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
（ア） 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２２４，０００円
b 非住宅部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	２７６，０００円
（イ） 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの	２３，０００円
b 工場等部分の床面積の合計が３００平方メートルのもの	３０，０００円
（ウ） 当該建築物の非住宅	

	部分についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 非住宅部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
	b 非住宅部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	1 0 8 , 0 0 0 円
	(エ) 当該建築物の工場等 部分についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 工場等部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	1 9 , 0 0 0 円
	b 工場等部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	2 6 , 0 0 0 円
	(オ) 当該建築物の住宅部 分について標準計算基準を 用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	6 7 , 0 0 0 円
	b 住宅部分の床面積の合計	1 1 4 , 0 0 0 円

	が 3 0 0 平方メートルの もの	
	(カ) 当該建築物の住宅部 分について仕様基準を用い て評価を行う場合	
	a 住宅部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	3 2, 0 0 0 円
	b 住宅部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートルの もの	5 6, 0 0 0 円
	(キ) 当該建築物の住宅部 分について仕様・計算併用 法基準を用いて評価を行う 場合	
	a 住宅部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	5 0, 0 0 0 円
	b 住宅部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートルの もの	8 5, 0 0 0 円
	イ 計画の適合性判定を求めよ うとする建築物が一戸建ての 住宅の場合	
	(ア) 当該建築物について 標準計算基準を用いて評価	

	を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 37,000円 (イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 18,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円 (ウ) 当該建築物について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 25,000円 b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 28,000円 (4) 法第12条第3項の規定に基づく計画の変更の適合性判定 (以下この号において「計画の変更の適合性判定」という。) を求めようとする者 ア 計画の変更の適合性判定を非住宅部分を有する建築物求めようとする建築物が非住宅物又は工場等部分を有す	
--	--	--

宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合

る建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれか及び（オ）から（キ）までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、（ア）及び（イ）又は（ウ）及び（エ）に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の（ア）又は（ウ）に規定する区分

	に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。
(ア) 当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	224,000円
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	276,000円
(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル	30,000円

	のもの	
	(ウ) 当該建築物の非住宅部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円
	b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	108,000円
	(エ) 当該建築物の工場等部分についてモデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	19,000円
	b 工場等部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	26,000円
	(オ) 当該建築物の住宅部	

	分について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円
	b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	114,000円
	(カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	32,000円
	b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	56,000円
	(キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a 住宅部分の計画の変更に	50,000円

	係る部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートル未 満のもの	
	b 住宅部分の計画の変更に 係る部分の床面積の合計 が 3 0 0 平方メートルの もの	8 5, 0 0 0 円
イ	計画の変更の適合性判定を 求めようとする建築物が一戸 建ての住宅の場合	
	(ア) 当該建築物について 標準計算基準を用いて評価 を行う場合	
	a 床面積の合計が 2 0 0 平 方メートル未満のもの	1 7, 0 0 0 円
	b 床面積の合計が 2 0 0 平 方メートル以上のもの	1 9, 0 0 0 円
	(イ) 当該建築物について 仕様基準を用いて評価を行 う場合	
	a 床面積の合計が 2 0 0 平 方メートル未満のもの	9, 0 0 0 円
	b 床面積の合計が 2 0 0 平 方メートル以上のもの	1 0, 0 0 0 円
	(ウ) 当該建築物について 仕様・計算併用法基準を用	

	いて評価を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
	(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第13条の規定に基づく計画の変更が同令第5条の軽微な変更（以下この号において「軽微な変更」という。）に該当していることを証する書面の交付（以下この号において「書面の交付」という。）を求めようとする者	
	ア 書面の交付を求めようとする建築物が非住宅部分を有する建築物、工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅部分を有する建築物又は工場等部分を有する建築物にあっては（ア）から（エ）までのいずれかに規定する手数料の額、共同住宅等にあっては（オ）から（キ）までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物にあっては（ア）から

	(エ) までのいずれか及び(オ)から(キ)までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額。ただし、非住宅部分及び工場等部分を有する建築物の場合には、 (ア) 及び (イ) 又は (ウ) 及び (エ) に規定する区分に応じ、それぞれに規定する手数料の額を合算した額が当該建築物の非住宅部分及び工場等部分の床面積の合計を全て非住宅部分の面積とみなした場合の(ア)又は(ウ)に規定する区分に応じた手数料の額を超えるときは当該額とする。	
(ア)	当該建築物の非住宅部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
a	非住宅部分の計画の軽微	224,000円

	な変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の軽微な変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「軽微な変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	
	b 非住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	276,000円
	(イ) 当該建築物の工場等部分について標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	
	a 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	23,000円
	b 工場等部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合	30,000円

	計が 3 0 0 平方メートル のもの	
	(ウ) 当該建築物の非住宅 部分についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	8 6 , 0 0 0 円
	b 非住宅部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	1 0 8 , 0 0 0 円
	(エ) 当該建築物の工場等 部分についてモデル建物法 基準を用いて評価を行う場 合	
	a 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル 未満のもの	1 9 , 0 0 0 円
	b 工場等部分の軽微な変更 に係る部分の床面積の合 計が 3 0 0 平方メートル のもの	2 6 , 0 0 0 円

	(オ) 当該建築物の住宅部分について標準計算基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの (カ) 当該建築物の住宅部分について仕様基準を用いて評価を行う場合 a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの (キ) 当該建築物の住宅部分について仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	67,000円 114,000円 32,000円 56,000円
--	--	--

	a 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	50,000円
	b 住宅部分の軽微な変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	85,000円
	イ 書面の交付を求めようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
	(ア) 当該建築物について標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円
	(イ) 当該建築物について仕様基準を用いて評価を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	10,000円
	(ウ) 当該建築物について	

	仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	a 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	13,000円
	b 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	14,000円
	(6) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号から第8号までにおいて「計画」という。）の認定（以下この号及び第8号において「計画の認定」という。）を受けようとする者	
	ア 申請建築物（法第29条第3項に規定する申請建築物をいう。以下この号において同じ。）について計画の認定を受ける場合	
	（ア） 計画の認定を受けようとする建築物が非住宅建築物（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合に限る。）にあってはa又はbに規定する手数料の額、共同住宅等（共同住宅、長屋等又は複合建築物（住
	その他の一戸建ての住宅以	宅部分に限って計画の認

	外の住宅で非住宅部分（省令第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）を有しないものをいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物である場合 a 当該建築物の非住宅部分について省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の基準並びに同号ただし書に規定する方法（次号において「誘導標準入力法等基準」という。）を用いて評価を行う場合 (a) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	定を受けようとする場合に限る。）にあつては c から e までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の認定を受けようとする場合を除く。）にあつては a 又は b 及び c から e までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額 224,000円（非住宅誘導基準適合証（法第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判
--	---	--

	定機関が作成した法第 30 条第 1 項各号（法第 31 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、10,000 円)
(b) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートルのもの	276,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000 円)
b 当該建築物の非住宅部分について省令第 10 条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（次号において「誘導モデル建物法基準」という。）を用いて評価を行う場合	
(a) 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	86,000 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000 円)
(b) 非住宅部分の床面積	108,000 円（非住宅

	積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの c 当該建築物の住宅部分について省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導標準計算基準」という。）を用いて評価を行う場合 (a) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあっては、1 6 , 0 0 0 円) 6 7 , 0 0 0 円（住宅誘導基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が作成した法第 3 5 条第 1 項各号（法第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書類又は知事ので定めるその他の図書をいう。以下この号及び次号において同じ。）の提出がある場合にあっては、1 0 , 0 0 0 円)
--	---	--

	(b) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの d 当該建築物の住宅部分について省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(2)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様基準」という。）を用いて評価を行う場合 (a) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの (b) 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの e 当該建築物の住宅部分について省令第 1 0 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は省令第 1 0 条第 2 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準（以下この号及び次号において「誘導仕様・計	1 1 4, 0 0 0 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、2 0, 0 0 0 円） 3 2, 0 0 0 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、1 0, 0 0 0 円） 5 6, 0 0 0 円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、2 0, 0 0 0 円）
--	---	---

	算併用法基準」とい う。)を用いて評価を行 う場合	
	(a) 住宅部分の床面積 の合計が300平方メ ートル未満のもの	50,000円(住宅誘 導基準適合証等の提出が ある場合にあっては、1 0,000円)
	(b) 住宅部分の床面積 の合計が300平方メ ートルのもの	85,000円(住宅誘 導基準適合証等の提出が ある場合にあっては、2 0,000円)
	(イ) 計画の認定を受けよ うとする建築物が一戸建て の住宅の場合	
	a 当該建築物について誘導 標準計算基準を用いて評 価を行う場合	
	(a) 住宅部分の床面積 の合計が200平方メ ートル未満のもの	34,000円(住宅誘 導基準適合証等の提出が ある場合にあっては、 5,000円)
	(b) 床面積の合計が2 00平方メートル以上 のもの	37,000円(住宅誘 導基準適合証等の提出が ある場合にあっては、 5,000円)
	b 当該建築物について誘導	

	仕様基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	18,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
	c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	25,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
	(b) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	28,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
イ	他の建築物（法第29条第3項に規定する他の建築物をいう。以下この号において同じ。）に係る事項を計画に記載する場合	当該計画に係る申請建築物及び他の建築物1棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額

		を、当該計画に係る全ての建築物について合算した額
	(7) 法第31条第1項の規定に基づく計画の変更の認定（以下この号において「計画の変更の認定」という。）を受けようとする者	
	ア 計画に記載されている建築物について変更する場合（ウの場合を除く。）	当該変更する建築物1棟ごとに、アの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該変更する全ての建築物について合算した額
	（ア） 当該変更する建築物が非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物である場合	非住宅建築物又は複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては a 又は b に規定する手数料の額、共同住宅等又は複合建築物（住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合に限る。）にあつては c から e

	までのいずれかに規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限って計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。）にあっては a 又は b 及び c から e までのいずれかに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額
a 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合	(a) 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下この号において「計画の変

2 2 4 , 0 0 0 円（非住宅誘導基準適合証の提出がある場合にあつては、1 0 , 0 0 0 円）

	更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	
	(b) 非住宅部分の計画	276,000円(非住宅誘導基準適合証の提出面積の合計が300平方メートルの場合にあっては、16,000円)
	の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	
b	当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 非住宅部分の計画	86,000円(非住宅誘導基準適合証の提出面積の合計が300平方メートル未満のもの0,000円)
	の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	
	(b) 非住宅部分の計画	108,000円(非住宅誘導基準適合証の提出面積の合計が300平方メートルの場合にあっては、16,000円)
	の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートルのもの	
c	当該建築物の住宅部分について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 住宅部分の計画の	67,000円(住宅誘導基準適合証等の提出面積の合計が300平方メートルの場合にあっては、1

	メートル未満のもの	0, 000円)
	(b) 住宅部分の計画の	114, 000円 (住宅
	変更に係る部分の床面	誘導基準適合証等の提出
	積の合計が300平方	がある場合にあっては、
	メートルのもの	20, 000円)
d	当該建築物の住宅部分に	
	ついて誘導仕様基準を用	
	いて評価を行う場合	
	(a) 住宅部分の計画の	32, 000円 (住宅誘
	変更に係る部分の床面	導基準適合証等の提出が
	積の合計が300平方	ある場合にあっては、1
	メートル未満のもの	0, 000円)
	(b) 住宅部分の計画の	56, 000円 (住宅誘
	変更に係る部分の床面	導基準適合証等の提出が
	積の合計が300平方	ある場合にあっては、2
	メートルのもの	0, 000円)
e	当該建築物の住宅部分に	
	ついて誘導仕様・計算併	
	用法基準を用いて評価を	
	行う場合	
	(a) 住宅部分の計画の	50, 000円 (住宅誘
	変更に係る部分の床面	導基準適合証等の提出が
	積の合計が300平方	ある場合にあっては、1
	メートル未満のもの	0, 000円)
	(b) 住宅部分の計画の	85, 000円 (住宅誘
	変更に係る部分の床面	導基準適合証等の提出が

	積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの	ある場合にあっては、20,000円)
	(イ) 当該変更する建築物が一戸建ての住宅の場合	
	a 当該建築物について誘導標準計算基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	17,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
	(b) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	19,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
	b 当該建築物について誘導仕様基準を用いて評価を行う場合	
	(a) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のもの	9,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）
	(b) 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上のもの	10,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円）

	c 当該建築物について誘導仕様・計算併用法基準を用いて評価を行う場合 (a) 床面積の合計が213,000平方メートル未満のもの (b) 床面積の合計が214,000平方メートル以上のもの イ 計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合（ウの場合を除く。） ウ 計画に記載されている建築物について変更し、かつ、計画に記載されている建築物以外の建築物を計画に追加する場合 (8) 法第30条第2項（法第31条第2項において準用する場合	13,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 14,000円（住宅誘導基準適合証等の提出がある場合にあっては、3,000円） 当該追加する建築物1棟ごとに、第6号のアの（ア）又は（イ）に規定する区分に応じ当該区分に定める額を、当該追加する全ての建築物について合算した額 当該変更する全ての建築物についてアの規定により算出した額及び当該追加する全ての建築物についてイの規定により算出した額を合算した額 計画の認定を受けようとする建築物又は計画の変
--	--	--

	を含む。)の規定に基づく建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けようとする者	更の認定を受けようとする建築物の床面積の合計及び昇降機の数に応じて島根県建築基準法施行条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額（工作物を築造する場合にあっては当該工作物の数に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額を、構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合にあっては当該部分の床面積の合計に応じて同条例第11条及び第13条の規定の例により算出した額）
--	---	--

別表第4の5（第2条関係）

建築関係のその5

手数料の種別	手数料を納めなければならぬ者	手数料の額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成28年国土交通省令第5号。この表において「建築物省エネ省	(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成28年国土交通省令第5号。この表において「建築物省エネ省	

上等に 関する 法律の 適合状 況審査 及び検 査に係 る手数 料	令」という。)第2条の規 定が適用される建築物(同 法律の条第1項第2号若しくは第 3号に該当する建築物又は 建築物のエネルギー消費性 能の向上等に関する法律(こ この表において「建築物省 エネ法」という。)第11 条第1項若しくは第12条 第2項の規定に基づく建築 物エネルギー消費性能適合 性判定を受けた建築物(同 法第18条第2項若しくは 第30条第8項(同法第3 1条第2項において準用す る場合を含む。)又は都市 の低炭素化の促進に関する 法律(この表において「都 市低炭素化法」という。) 第10条第9項若しくは第 54条第8項の規定により 適合判定通知書の交付を受 けたものとみなされる場合 を含む。)を除く。)につ いて、法第6条第1項の規 定に基づく建築確認又は法 第18条第3項の規定に基 づく審査を受けようとする 者 ア 建築確認又は審査を受
---	--

けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1 3, 0 0 0 円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの	1 4, 0 0 0 円
イ 建築確認又は審査を受けようとする建築物が共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅で非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（以下この表において「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分をいう。次号において同じ。）を有しないものをいう。）又は住宅部分（基準省令第1条第2項に規定する住宅部分をいう。以下この号及び次号において同じ。）のみの増築若しくは改築をする複合建築物（基準省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。）の場合	
(ア) 住宅部分の床面積	2 3, 0 0 0 円

の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの

(イ) 住宅部分の床面積 3 6 , 0 0 0 円

の合計が 3 0 0 平方メートルのもの

(2) 建築物省エネ省令第 2 条の規定が適用される建築物で、法第 6 条第 1 項の規定に基づく建築確認若しくは法第 1 8 条第 3 項の規定に基づく審査を受けた建築物又は建築物省エネ法第 1 1 条第 1 項若しくは第 1 2 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物（同法第 1 8 条第 2 項若しくは第 3 0 条第 8 項（同法第 3 1 条第 2 項において準用する場合を含む。）又は都市低炭素化法第 1 0 条第 9 項若しくは第 5 4 条第 8 項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる場合を含む。）について、法第 7 条第 1 項の規定に基づく完了検査又は法第 1 8 条第 2 1 項に規定する通知に対する完了検査を受けようとする者

ア 検査を受けようとする建築物が一戸建ての住宅の場合	5, 0 0 0 円
イ 検査を受けようとする建築物が住宅部分を有する場合	
（ア） 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 0, 0 0 0 円
（イ） 住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートルのもの	2 0, 0 0 0 円
ウ 検査を受けようとする建築物が非住宅部分（工場その他のこれに類するもので知事が定めるものの部分を除く。以下この号において同じ。）を有する場合	
（ア） 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの	1 0, 0 0 0 円
（イ） 非住宅部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもの	1 6, 0 0 0 円
エ イ及びウのいずれにも該当する場合	イ及びウに規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額

備考

1 この表において「法」とは、建築基準法をいう。

第 2 条 大田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 4 を次のように改める。

別表第4（第2条関係）

建築関係

種類			単位	金額	
1 法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 床面積の合計（(2)に掲げる場合を除く。）	30m ² 以内	1件につき	8,600円	
		30m ² を超え100m ² 以内	1件につき	15,600円	
		100m ² を超え200m ² 以内	1件につき	24,700円	
		200m ² を超え300m ² 以内	1件につき	26,900円	
	(2) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合	ア 昇降機を設置する場合（イに掲げる場合を除く。）	1基につき	(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に23,400円を加算した額	
		イ 確認又は審査を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	1基につき	(1)の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に14,300円を加算した額	
2 構造計算適合性判定を要する法第6条第1項の規定	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受け	床面積の合計	300m ² 以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に161,000円

に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	たプログラムによるもの				を加算した額
	構造計算の方法が国土交通大臣の認定を受けたプログラム以外のものによるもの	床面積の合計	300m ² 以内のもの	1件につき	1の部の区分に従い、それぞれ当該手数料の額に213,000円を加算した額
3 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。)			1の建築設備につき	23,400円
	(2) 確認又は審査を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合			1の建築設備につき	14,300円
4 法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に	(1) 床面積の合計((2)に掲げる場合を除く。)		30m ² 以内	1件につき	14,000円
			30m ² を超え100m ² 以内	1件につき	21,000円
			100m ² を超え200m ² 以内	1件につき	32,000円

基づく検査 申請		200 m ² を超え300 m ² 以内	1件につき	41,000円
	(2) 完了検査を受けようとする建築物が、法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査を受けた建築物又は法第18条第29項の規定に基づく検査を受けた建築物である場合（以下この表において「中間検査を受けた場合」という。）	30 m ² 以内	1件につき	13,000円
		30 m ² を超え100 m ² 以内	1件につき	20,000円
		100 m ² を超え200 m ² 以内	1件につき	30,000円
		200 m ² を超え300 m ² 以内	1件につき	40,000円
	(3) 法第87条の4の昇降機の設置を含む場合		1基につき	(1)の区分(中間検査を受けた場合にあつては、(2)の区分)に従い、それぞれ当該手数料の額に37,000円を加算した額
5 法第7条の3第1項の規定に	床面積の合計	30 m ² 以内	1件につき	12,900円
		30 m ² を超え100	1件につき	19,600

基づく中間 検査又は法 第18条第 29項の規 定に基づく 検査申請	m ² 以内	き	円
	100m ² を超え200m ² 以内	1件につき	29,700円
	200m ² を超え300m ² 以内	1件につき	38,500円
6 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請		1の建築物設備につき	37,000円
7 法第88条第1項又は第2項において準用する法第6条第1項の規定に基づく確認又は法第18条第3項の規定に基づく審査申請	(1) 工作物を築造する場合（(2)に掲げる場合を除く。）	1の工作物につき	17,700円
	(2) 確認又は審査を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	1の工作物につき	11,100円
8 法第88条第1項又は第2項において準用する法第7条第1項の規定に基づく完了検査又は法第18条第21項の規定に基づく検査申請		1の工作物につき	30,000円
9 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請		1件につき	120,000円
10 法第43条第2項第1号の規定に基		1件につき	27,300円

づく建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請		き	円
1 1 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請		1件につき	120,000円
1 2 法第86条第1項の規定に基づく1団地の建築物(2以上の構えを成すものにあつては、総合的設計によって建築等をするものに限る。)の特例の認定申請	(1) 建築物の数が2以下である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物の数が3以上である場合	1件につき	78,300円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1 3 法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例の認定申請	(1) 建築物(既存建築物を除く。)の数が1である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物(既存建築物を除く。)の数が2以上である場合	1件につき	78,300円に1を超える建築物(既存建築物を除く。)の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1 4 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の	(1) 建築物(新築又は増築等に係るものに限る。)の数が1である場合	1件につき	78,300円
	(2) 建築物(新築又	1件につき	78,300円

増築等の認定申請	は増築等に係るもの に限る。) の数が2 以上である場合	き	円に1を超え る建築物（新 築又は増築等 に係るものに 限る。) の数 に28,000 円を乗じて 得た額を加算 した額
15 法第86条の5第1項の規定に基づ く1の敷地とみなすこと等の認定又は許可 の取消し申請		1件につ き	6,480円 に現に存する 建築物の数に 12,000 円を乗じて得 た額を加算し た額
16 建築基準法施行令（昭和25年政令 第338号。以下この表において「政令」 という。）第137条の12第6項の規定 に基づく建築物の敷地と道路との関係に関 する制限の適用除外となる大規模の修繕又 は大規模の模様替の認定申請		1件につ き	27,300 円
17 政令第137条の12第7項の規定 に基づく建築物の道路内の建築制限の適用 除外となる大規模の修繕又は大規模の模様 替の認定申請		1件につ き	27,300 円

備考

- 1 この表において「法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 2 この表の1の部の床面積の合計は、次のアからエまでに掲げる
場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積について算定

する。

ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場合及び移転する場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積

イ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。） 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

エ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

3 この表の2の部の床面積の合計は、構造計算適合性判定を要する建築物ごとに構造計算適合性判定を行う部分の床面積について算定する。

4 この表の4の部の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては、当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について算定する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年7月1日から施行する。

大田市手数料条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令の一部改正と、都市の低炭素化の促進に関する法律における建築物のエネルギー消費性能の算定に係る運用についての技術的助言で新たな評価方法が追加されたこと等により、建築確認申請手数料等に関し、所要の改正を行う。

あわせて、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行に伴い、法の一部が改正されたことで、計画通知（法第18条）に係る審査を民間の指定確認検査機関が行うことも可能となったことから、市場の均衡を図るため、計画通知に係る審査手数料を新たに設ける。

2 改正の内容

(1) 建築確認、完了検査等の申請手数料について、手数料区分の見直し

種類		区分	現行	改正後
確認申請、中間検査、完了検査等		床面積の合計	200㎡を超え 500㎡以内	200㎡を超え 300㎡以内
構造計算プログラム	大臣認定		500㎡以内のもの	300㎡以内のもの
	大臣認定以外		500㎡以内のもの	300㎡以内のもの

長期優良住宅建築等 計画の認定申請		500㎡以内の もの	300㎡以内の もの
----------------------	--	---------------	---------------

(別表第4、別表第4の2)

(2) 審査及び検査手数料の新設

- ・都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料の新設
- ・建築物省エネ法による建築物エネルギー消費性能基準への適合に係る審査及び検査手数料の新設

都市の低炭素化の促進に関する法律関係				
種類		計算方法	区分	金額
計画の 認定	一戸建 ての住 宅	誘導仕様・ 計算併用法 基準	200平方メ ートル未満	26,000円 (5,000円)
			200平方メ ートル以上	28,000円 (5,000円)
	非住宅 、共同 住宅等 又は複 合建築 物	住宅部分は 誘導仕様・ 計算併用法 基準	300平方メ ートル未満	50,000円 (10,000円)
			300平方メ ートル	85,000円 (20,000円)
計画の 変更の 認定（ 変更 に係る部 分の床 面積ご	一戸建 ての住 宅	誘導仕様・ 計算併用法 基準	200平方メ ートル未満	13,000円 (3,000円)
			200平方メ ートル以上	14,000円 (3,000円)
	非住宅 、共同 住宅等	住宅部分は 誘導仕様・ 計算併用法	300平方メ ートル未満	50,000円 (10,000円)

と)	又は複 合建 築 物	基準	300平方メ ートル	85,000円 (20,000円)
----	---------------------	----	---------------	--------------------------

() 内の金額は住宅基準適合証等の提出がある場合

建築物省エネ法関係				
種類		計算方法	区分 (部分ごとの床面積)	金額
非住宅・工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物の適合性判定、計画の変更の適合性判定及び軽微な変更による書面の交付	非住宅部分	モデル建築物法基準	300平方メートル未満	86,000円
			300平方メートル	108,000円
	工場等部分		300平方メートル未満	19,000円
			300平方メートル	26,000円
	住宅部分	標準計算基準	300平方メートル未満	67,000円
			300平方メートル	114,000円
		仕様基準	300平方メートル未満	32,000円
			300平方メートル	56,000円

		仕様・計算併用法基準	300平方メートル未満	50,000円
			300平方メートル	85,000円
一戸建ての住宅の適合性判定、計画の変更の適合性判定及び軽微な変更による書面の交付		標準計算基準	200平方メートル未満	34,000円
			200平方メートル以上	37,000円
		仕様基準	200平方メートル未満	18,000円
			200平方メートル以上	19,000円
		仕様・計算併用法基準	200平方メートル未満	25,000円
			200平方メートル以上	28,000円
非住宅・工場等部分を有する建築物、共同住宅等又は複合建築物の向上計画の認定及び向上計画の変更の認定	住宅部分	誘導仕様・計算併用法基準	300平方メートル未満	50,000円（10,000円）
			300平方メートル	85,000円（20,000円）

一戸建ての住宅の向上計画の認定	誘導仕様 ・ 計算併 用法基準	2 0 0 平方メートル未満	2 5 , 0 0 0 円 (5 , 0 0 0 円)
		2 0 0 平方メートル以上	2 8 , 0 0 0 円 (5 , 0 0 0 円)
一戸建ての住宅の向上計画の変更の認定		2 0 0 平方メートル未満	1 3 , 0 0 0 円 (3 , 0 0 0 円)
		2 0 0 平方メートル以上	1 4 , 0 0 0 円 (3 , 0 0 0 円)

() 内の金額は住宅基準適合証等の提出がある場合

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則関係			
種類		区分 (部分の床面積)	金額
適合判定 通知書の 交付を受 けたもの	一戸建 ての住 宅	200平方メートル未満	13,000 円
		200平方メートル以上	14,000 円

とみなされる建築物の確認、審査	共同住宅等	住宅部分	300平方メートル未満のもの	23,000円
			300平方メートルのもの	36,000円
適合判定 通知書の 交付を受けたもの とみなされる建築物の完了 検査	一戸建ての住宅	200平方メートル未満		5,000円
	共同住宅等	住宅部分	300平方メートル未満のもの	10,000円
			300平方メートルのもの	20,000円
	非住宅部分を有する建築物	非住宅部分	300平方メートル未満のもの	10,000円
			300平方メートルのもの	16,000円
	複合建築物	種類ごとに合算した金額		

(別表第4の3、別表第4の4、別表第4の5)

(3) 計画通知に係る審査手数料等の新設

- ・法第18条第3項に基づく審査手数料、同条第21項に基づく検査手数料、同条第29項に基づく中間検査手数料及び同条第38項に基づく仮使用認定
- ・法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査手数料及び法第7条の6第1項の規定に基づく仮使用認定

種類	区分	金額
審査	30 m ² 以内	5,030円
	30 m ² を超え100 m ² 以内	9,050円
	100 m ² を超え200 m ² 以内	14,000円
	200 m ² を超え300 m ² 以内	19,000円
	昇降機の設置	9,030円加算
	計画の変更による昇降機の設置	5,030円加算
構造計算プログラム	大臣認定	161,000円加算
	大臣認定以外	213,000円加算
建築設備の審査	設置	9,030円
	計画の変更による設置	5,030円
完了検査	30 m ² 以内	10,000円
	30 m ² を超え100 m ² 以内	12,000円
	100 m ² を超え200 m ² 以内	16,000円
	200 m ² を超え300 m ² 以内	22,000円
完了検査（中間検査を受けたもの）	30 m ² 以内	9,000円
	30 m ² を超え100 m ² 以内	11,000円
	100 m ² を超え200 m ² 以内	15,000円
	200 m ² を超え300 m ² 以内	21,000円
	昇降機の設置を含む場合	13,000円
中間検査	30 m ² 以内	9,030円
	30 m ² を超え100 m ² 以内	11,000円
	100 m ² を超え200 m ² 以内	15,000円
	200 m ² を超え300 m ² 以内	20,000円

建 築 設 備 の 完 了 検 査		1 3 , 0 0 0 円
工 作 物 の 審 査	築 造	8 , 0 5 0 円
	計 画 の 変 更 に よ る 築 造	4 , 0 2 0 円
工 作 物 の 完 了 検 査		9 , 0 5 0 円
仮 使 用 認 定		1 2 0 , 0 0 0 円

(別表第4)

(4) 建築確認、完了検査等の申請手数料について、額の引上げ

- ・法改正に伴い実情を踏まえた審査時間とする必要があることから、国から示された資料を参考に審査時間を算定し、当該申請手数料について額の引き上げ等を行う。

種類	区分	金額
確 認 申 請 、 審 査	3 0 m ² 以内	8 , 6 0 0 円 (5 , 0 3 0 円)
	3 0 m ² を超え 1 0 0 m ² 以内	1 5 , 6 0 0 円 (9 , 0 5 0 円)
	1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内	2 4 , 7 0 0 円 (1 4 , 0 0 0 円)
	2 0 0 m ² を超え 3 0 0 m ² 以内	2 6 , 9 0 0 円 (1 9 , 0 0 0 円)
	昇降機の設置	2 3 , 4 0 0 円加算 (9 , 0 3 0 円加算)

	計画の変更による昇降機の設置	14,400円加算 (5,030円加算)
建築物の 確認申請、 審査	設置	23,400円 (9,030円)
	計画の変更による設置	14,300円 (5,030円)
完了検査	30㎡以内	14,000円 (10,000円)
	30㎡を超え100㎡以内	21,000円 (12,000円)
	100㎡を超え200㎡以内	32,000円 (16,000円)
	200㎡を超え300㎡以内	41,000円 (22,000円)
完了検査（中 間検査を受 けたもの）	30㎡以内	13,000円 (9,000円)
	30㎡を超え100㎡以内	20,000円 (11,000円)
	100㎡を超え200㎡以内	30,000円 (15,000円)
	200㎡を超え300㎡以内	40,000円 (21,000円)
	昇降機の設置を含む場合	37,000円加算 (13,000円加算)
中間検査	30㎡以内	12,900円 (9,030円)
	30㎡を超え100㎡以内	19,600円 (11,000円)

	1 0 0 m ² を超え 2 0 0 m ² 以内	2 9, 7 0 0 円 (1 5, 0 0 0 円)
	2 0 0 m ² を超え 3 0 0 m ² 以内	3 8, 5 0 0 円 (2 0, 0 0 0 円)
建 築 設 備 の 完 了 検 査		3 7, 0 0 0 円 (1 3, 0 0 0 円)
工 作 物 の 確 認 、 審 査	築造	1 7, 7 0 0 円 (8, 0 5 0 円)
	計画の変更による築造	1 1, 1 0 0 円 (4, 0 2 0 円)
工 作 物 の 完 了 検 査		3 0, 0 0 0 円 (9, 0 5 0 円)

() 内は現行の額

(別表第 4)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 (4) は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

議案第 3 9 3 号

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部を改正する条例

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例（平成24年大田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（次号において

「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、３年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、４年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) ５年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 第１号又は第２号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において１年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第１号の卒業生にあつては１年以上、第２号の卒業生にあつては１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (9) 外国の学校において、第１号から第６号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 技術士法（昭和５８年法律第２５号）第４条第１項の規定による第２次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (11) 建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第３７条第１項及び第２項の規定による土木施工管理に係る１級の技術検定に合格した者であつて、１年６月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

（水道技術管理者の資格）

第４条 法第１９条第３項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第１号、第３号又は第５号に規定する学校において土木工

学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については2年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については3年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については2年6月以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については3年6月以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については4年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それ

ぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準等を定める条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準のうち水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数等の改正

(布設工事監督者)

現 行			改正後		
号	対象者	水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数	号	対象者	水道に関する技術上の実務に従事した必要経験年数
1	大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者	2 年以上	1	大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	1 年 6 月以上
2	大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者	3 年以上	2	大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	2 年以上

3	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	5 年以上	3	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	2 年 6 月以上
			4	短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3 年以上
4	高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	7 年以上	5	高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	3 年 6 月以上
			6	高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	4 年以上
5	（いずれにも該当しない者）	10 年以上	7	（いずれにも該当しない者）	5 年以上
6	大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した者で、大学院研究科において1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した者、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修めて卒業した者	1 年以上	8	大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者で、大学院研究科において1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した者、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する課程を修了した者	1 年以上

	くは水道工学に関する専攻を修了した者				
	大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した者で、大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した者、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した者	2年以上		大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者で、大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した者	1年6月以上
7	外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者	当該各号に規定する最低経験年数以上	9	外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者	当該各号に規定する最低経験年数以上
8	技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及	1年以上	10	技術士法の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）	6月以上

	び工業用水道を選択したものに限る。)				
			11	建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者	1年6月以上

(第3条)

(水道技術管理者)

現 行			改正後		
号	対象者	水道に関する技術上の実務に従事した経験年数	号	対象者	水道に関する技術上の実務に従事した経験年数
1	水道の布設工事監督者たる資格を有する者			廃止	
2	大学において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者	4年以上	1	大学において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	1年6月以上
	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	6年以上		短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木工学科若しくは土木科又はこ	2年6月以上

	を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）			れらに相当する課程を修めて卒業した者	
	高等学校又は中等教育学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した者	8 年以上		高等学校又は中等教育学校による中等学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	3 年 6 月以上
				大学（短期大学を除く。）において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した者	2 年以上
			2	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業	3 年以上

				した者。（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者。）	
				高等学校又は中等教育学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した者	4 年以上
3	（いずれにも該当しない者）	10 年以上	3	（いずれにも該当しない者）	5 年以上
4	大学において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者	5 年以上	4	大学において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者	2 年 6 月以上
	短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）	7 年以上		短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）	3 年 6 月以上

	高等学校又は中等教育学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した者	9 年以上		高等学校又は中等教育学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した者	4 年 6 月以上
5	外国の学校において、第 2 号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者	当該各号の卒業生 (学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。) ごとに規定する最低経験年数以上	5	外国の学校において、第 1 号若しくは第 2 号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した者	当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上
6	厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者		6	国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	
			7	技術士法の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)	6 月以上

			8	建設業法施行令の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者	1年6月以上
--	--	--	---	-------------------------------------	--------

(第4条)

3 施行期日

令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 9 4 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定
について

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙
のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大田市消防団員等公務災害補償条例（平成17年大田市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「14, 200円」を「14, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12, 500円」を「12, 900円」に、「13, 350円」を「13, 700円」に、「14, 200円」を「14, 500円」に、「10, 800円」を「11, 300円」に、「11, 650円」を「12, 100円」に、「9, 100円」を「9, 700円」に、「9, 950円」を「10, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

大田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に関する
説明資料

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

(第 5 条第 2 項)

- (2) 消防団員の補償基礎額を引き上げる。

(単位：円)

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び 副団長	12,900 (12,500)	13,700 (13,350)	14,500 (14,200)
分団長及び 副分団長	11,300 (10,800)	12,100 (11,650)	12,900 (12,500)
部長、班長 及び団員	9,700 (9,100)	10,500 (9,950)	11,300 (10,800)

※ () 内書は現行の補償基礎額

(別表)

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額を改定する。

区分		加算額
第 1 号	配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	1 0 0 円 (2 1 7 円)
第 2 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	3 8 3 円 (3 3 3 円)
第 3 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	2 1 7 円
第 4 号	60 歳以上の父母及び祖父母	2 1 7 円
第 5 号	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	2 1 7 円
第 6 号	重度心身障害者	2 1 7 円

※（ ）内書は現行の加算額

(第 5 条第 3 項)

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 3 9 5 号

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例制定について

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年大田市条例第227号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団

員については、なお従前の例による。

大田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加する。

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,00 0円	344,00 0円	459,00 0円	594,00 0円	779,00 0円	979,00 0円	<u>1,079,000円</u>
副団 長	229,00 0円	329,00 0円	429,00 0円	534,00 0円	709,00 0円	909,00 0円	<u>1,009,000円</u>
分団 長	219,00 0円	318,00 0円	413,00 0円	513,00 0円	659,00 0円	849,00 0円	<u>949,000円</u>
副分 団長	214,00 0円	303,00 0円	388,00 0円	478,00 0円	624,00 0円	809,00 0円	<u>909,000円</u>
部長 及び 班長	204,00 0円	283,00 0円	358,00 0円	438,00 0円	564,00 0円	734,00 0円	<u>834,000円</u>
団員	200,00 0円	264,00 0円	334,00 0円	409,00 0円	519,00 0円	689,00 0円	<u>789,000円</u>

(別表)

3 施行期日等

- (1) 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (2) 施行日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第 3 9 6 号

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例制定について

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成１７年大田市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表温泉津図書館の項を削る。

第４条第６号中「公民館」を「大田市まちづくりセンター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の改正規定は、令和７年７月１日から施行する。

大田市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

大田市公共施設適正化計画及び第4次大田市行財政改革推進大綱などに基づき、施設の適正化や人員の適正配置について取り組みを行ってきた。この取り組みの中で、大田市立図書館の今後の在り方、方向性について検討を行った結果、温泉津図書館を閉館することとなったため、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 図書館の名称及び位置の表から、温泉津図書館の項を削る。
(第2条)
- (2) 「公民館」を「大田市まちづくりセンター」に改める。
(第4条)

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、2(1)については、令和7年7月1日から施行する。

議案第 3 9 7 号

大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例制定について

大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改
正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成26年大田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第11条第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員その他管理者が定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第18条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

大田市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
改正に関する説明資料

1 改正の理由

人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ、
所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 扶養手当

配偶者を扶養手当の支給対象となる扶養親族から除く。

(第7条)

(2) 住居手当

住居手当の支給対象として定める「配偶者」に、届出をしない
が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を加え、その者が居住す
る住宅の家賃を支払っている場合も対象とする。

(第9条)

(3) 単身赴任手当

採用時において、単身赴任を余儀なくされる職員に対して手当
を支給することができるよう、支給対象を拡大する。

(第11条)

(4) 管理職員特別勤務手当

管理職員が災害対応や緊急の必要により、正規の勤務時間以外
の時間に勤務をした場合において、勤務実態に応じた適切な処
遇を確保するため、平日深夜に係る支給対象の時間帯を拡大す
る。

	現行	改定後
時間帯	午前 0 時から午前 5 時まで	午後 1 0 時から翌日の午前 5 時まで

(第 1 8 条)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 (1)については、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 9 8 号

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例制定について

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年大
田市条例第 161 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

大田市農機具保管施設の設置及び管理に関する条例の廃止に関する説明資料

1 廃止の理由

管理すべき農機具保管施設がなくなることから、条例を廃止するもの。

名称	位置	廃止理由
町西下農機具格納庫	三瓶町池田 1 8 2 1 番地 2	指定管理の期間が満了

2 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 9 9 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

辺地名

才坂辺地

大家辺地

(参考資料)

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等
に関する法律（抜粋）

（総合整備計画の策定等）

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、
当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的
な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を
定めることができる。

2～8 略

総 合 整 備 計 画 書

島根県大田市富山町才坂辺地

(辺地の人口 54 人、面積 16.8k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 大田市富山町才坂 |
| (2) 地域の中心の位置 | 大田市富山町才坂 56 番地 3 |
| (3) 辺地度数 | 177 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、大田市の中心地から北東約 16 km、第一次生活圏（富山町）の中心地域から東に約 1 km に位置し、出雲市多伎町や、三瓶町多根辺地及び山口町山口辺地に隣接する山間地にあり、一般県道池田久手停車場線及び市道下才坂線沿いに小区画の農地と民家が点在し、主として稲作、和牛畜産等の農林業を主産業とする農山村地域である。

市街地から遠距離に位置すること、また農林業を取り巻く厳しい環境にあって、当地域においても若者を中心に人口の流出が進み、併せて高齢化が進行している。

このような状況のなか、中山間地域における集落機能の維持・確保は当市における大きな課題となっている。今回、整備を計画している「多根下才坂線」は、令和 2 年度より継続して整備を行っており、引き続き、災害などの緊急時における当地域の主要な避難経路でもある重要路線として、当地域に暮らす住民の安全・安心の確保や日常生活の利便性向上のため整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間

(単位: 千円)

区分		事業費	財 源 内 訳		一般財源の内辺地 対策事業債予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
道 路 市道多根下才坂線	大田市	28,000	0	28,000	28,000
合 計		28,000	0	28,000	28,000

【参考】これまでの整備事業費

令和 2 年度～令和 6 年度 67,000 千円

総合整備計画書

島根県大田市大代町大家辺地

(辺地の人口 61 人、面積 3.9k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 大田市大代町大家 川上、柿田、椿 |
| (2) 地域の中心の位置 | 大田市大代町大家 1704 番地 |
| (3) 辺地度数 | 1 4 4 点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当地域は、大田市の中心部から南西へ約 20 k m に位置しており、周囲を山に囲まれた山間地域の町で、主要地方道大田桜江線、仁摩邑南線等によって市の中心部と結ばれている。地域内には農地及び民家が点在しているが、大半は山間地に小規模集落が形成されており、稲作等の農業を主産業とする農山村地域である。

市街地から遠距離に位置すること、また農林業を取り巻く厳しい環境とあいまって、当地域においても若者を中心とした人口の流出が進み、併せて高齢化が進行している。

このような状況の中、中山間地域における集落機能の維持・確保は、当市における大きな課題となっている。今回、整備を計画している「大代川上線」は、令和 2 年度より継続して整備を行っており、引き続き、災害などの緊急時における当地域の主要な避難経路でもある重要路線であるため、当地域に暮らす住民の安全・安心の確保や通勤等日常生活の利便性向上のため整備を行うものである。

3 公共的施設の整備計画

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

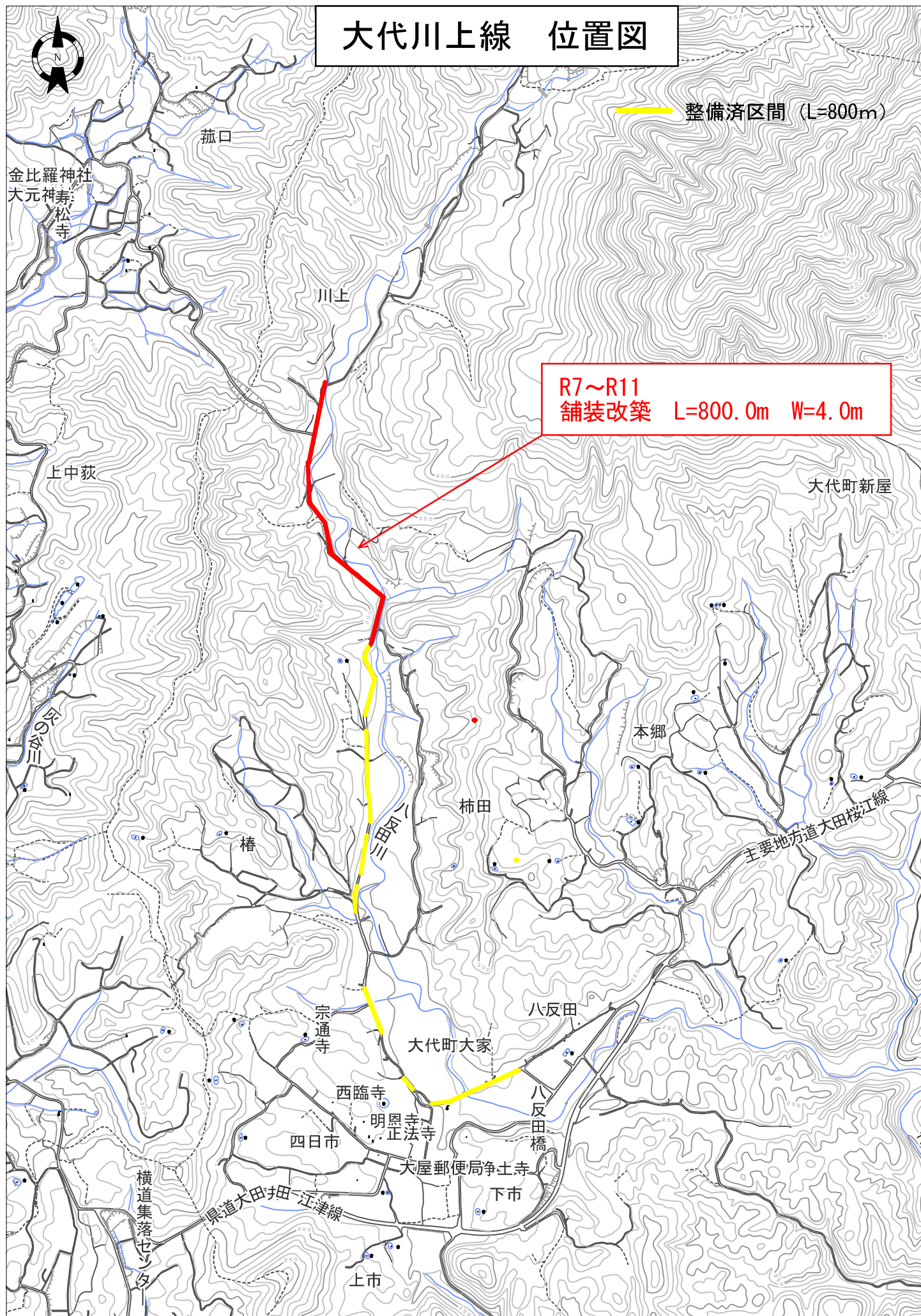
(単位: 千円)

区分		事業費	財 源 内 訳		一般財源の内辺地 対策事業債予定額
施設名	事業主体		特定財源	一般財源	
道 路 市道大代川上線	大田市	75,000	0	75,000	75,000
合 計		75,000	0	75,000	75,000

【参考】これまでの整備事業費

令和 2 年度～令和 6 年度 76,600 千円

大代川上線 位置図



議案第 4 0 0 号

市道路線の変更について

別紙のとおり、市道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

(参考資料)

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合には、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合には、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

道 路 区 域 の 変 更

路線 番号	路線名	起終点			延長(m)	幅 員	最大 (m)
		から まで					最小 (m)
Y3014	温泉津城福寺線	変更前	起点	大田市温泉津町福光イ201番1地先	600.10		9.00
			終点	大田市温泉津町福光イ164番地先			3.50
		変更後	起点	大田市温泉津町福光イ201番1地先	610.10		9.00
			終点	大田市温泉津町福光イ131番1地先			3.50
Y3015	市国道取付線	変更前	起点	大田市温泉津町福光イ137番地先	98.90		4.30
			終点	大田市温泉津町福光イ133番地先			3.40
		変更後	起点	大田市温泉津町福光イ137番地先	150.00		4.30
			終点	大田市温泉津町福光イ131番1地先			3.40
	合計(2路線)						

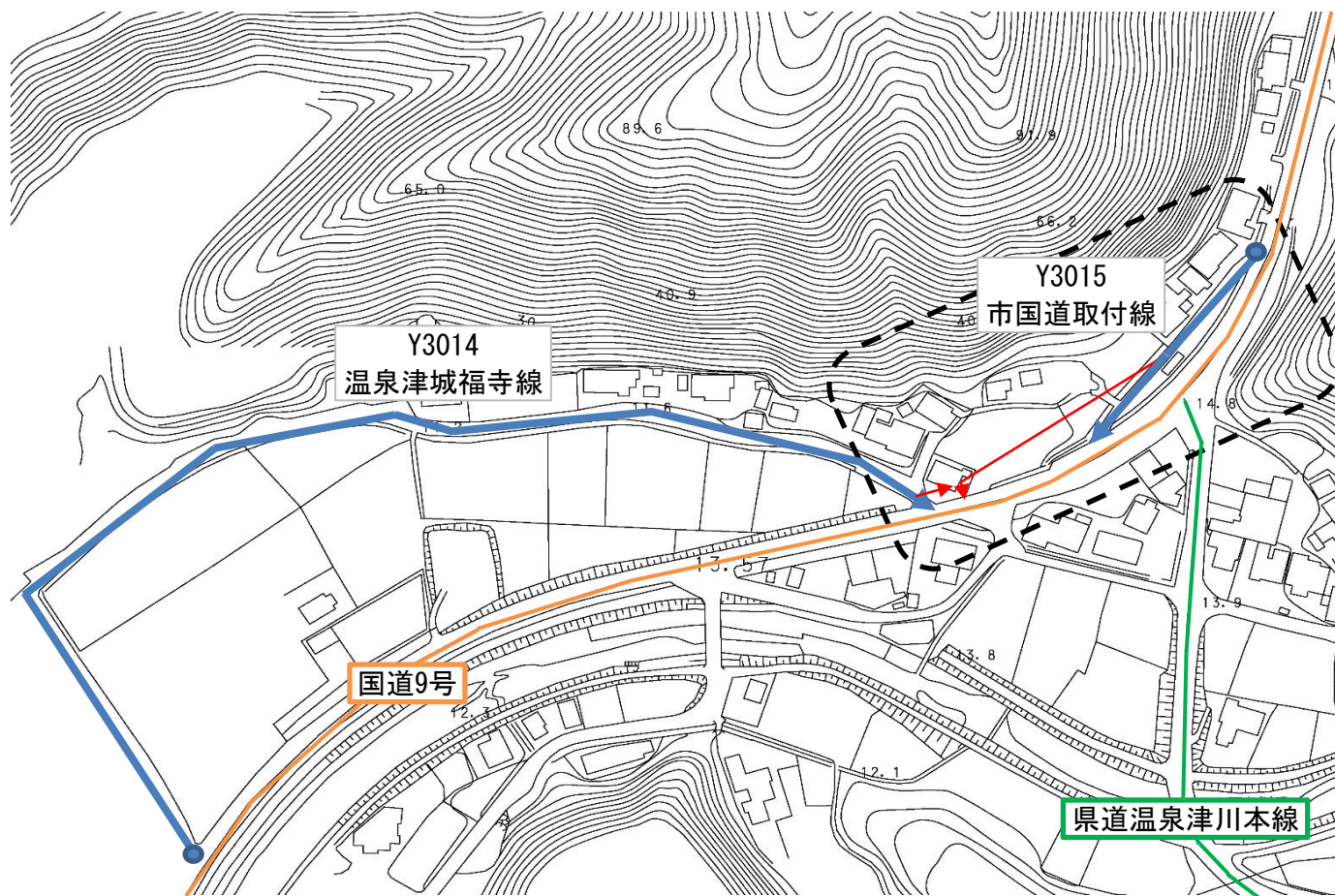
道 路 区 域 の 変 更 理 由

路線 番号	路線名	理由
Y3014	温泉津城福寺線	国道9号福光交差点改良工事による区域変更
Y3015	市国道取付線	国道9号福光交差点改良工事による区域変更
	合計(2路線)	

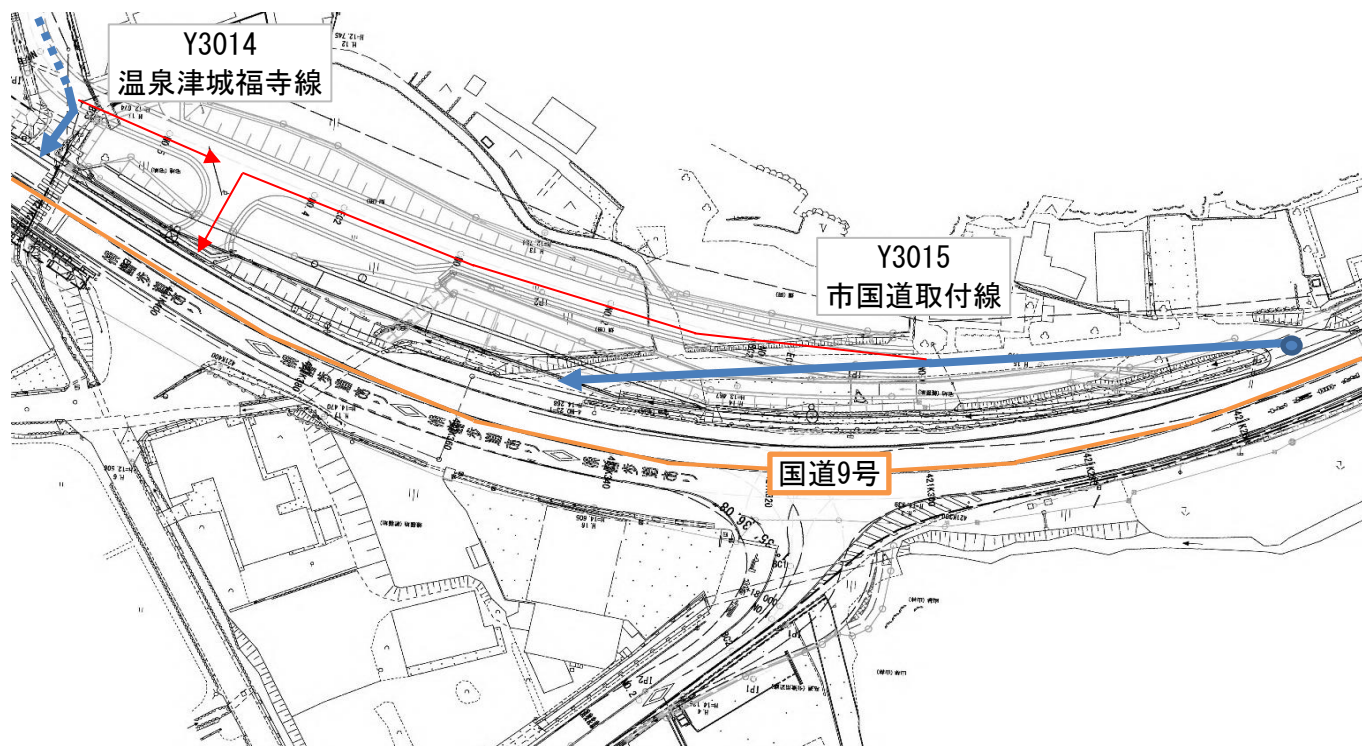
終点変更図面

Y3014 温泉津城福寺線
Y3015 市国道取付線

○全体図



○拡大図



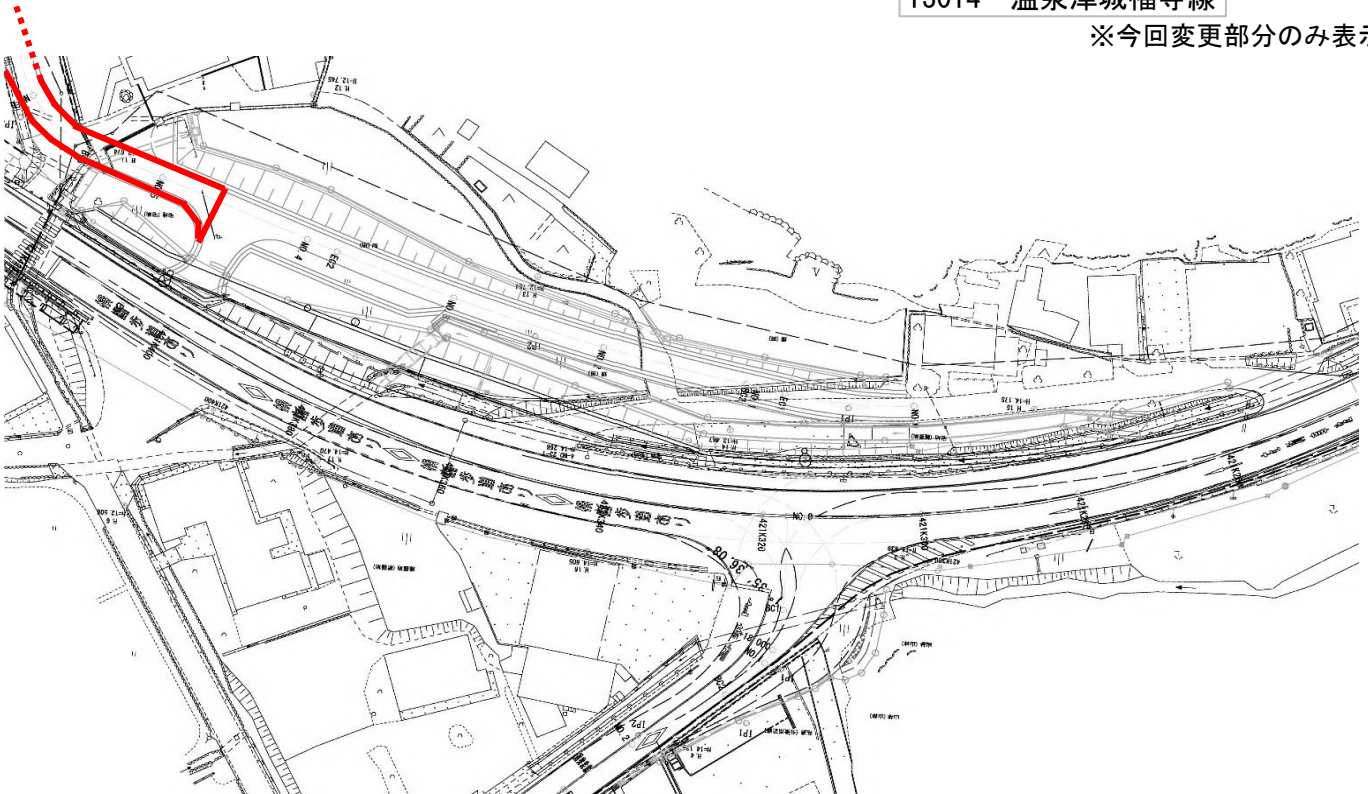
《凡例》

- : 起点
- ← : 変更前終点
- ← : 変更後終点

区域変更図面

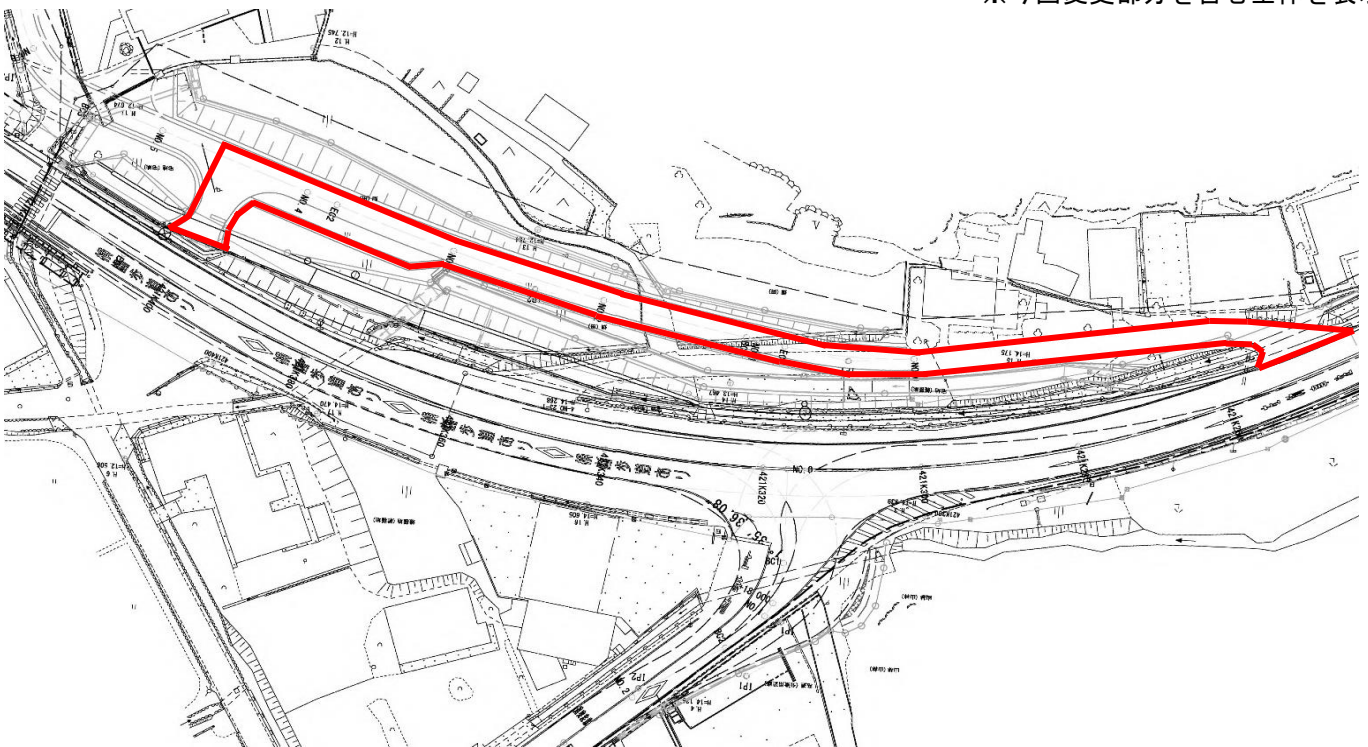
Y3014 温泉津城福寺線

※今回変更部分のみ表示



Y3015 市国道取付線

※今回変更部分を含む全体を表示



《凡例》

— : 変更後道路区域

議案第 4 0 1 号

調停の成立について

次のとおり、調停を成立させることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

1 当事者

- (1) 申立人
大田市在住個人
- (2) 相手方
大田市

2 事案の概要

- (1) 大田市立長久小学校の校庭、駐車場を利用する野球スポーツ少年団等が練習等で使用するボール、物品が申立人の所有地に侵入することについて、同校の校庭、駐車場を所有・管理する市に侵入停止を求めて、令和 6 年 7 月 1 6 日に出雲簡易裁判所に調停を申し立てたもの。
- (2) 令和 7 年 1 月 1 6 日に出雲簡易裁判所から当市及び申立人に対し、調停条項案が提示された。

3 調停条項

- ① 申立人と相手方は、大田市立長久小学校（島根県大田市長久町長久イ 7 8 2 所在）の校庭（以下「本件校庭」という。）の野球

スポーツ少年団（以下「本件使用者」という。）の使用について、相手方が本件使用者に対して次のとおりの措置を講じることを確認する。

- (1) 土曜日及び日曜日は他の施設を使用するなど、本件使用者からの使用申請に対し、使用を許可しないこと
- (2) 月曜日から金曜日まで（祝祭日を含む）は、本件使用者が野球等のボールを使用する場合は、本件使用者からの使用申請に対し、本件校庭のうち申立人所有地側については使用を許可しないこと

なお、使用を許可する範囲は、相手方がポール等で明示する。

- ② 相手方は、本件使用者及びそれ以外の本件校庭の利用者に対し、野球等のボールを使用する場合は、本件校庭のうちの教室棟側を利用する旨の看板を設置することとする。
- ③ 相手方は、第1項の合意内容が確実に継承されるよう、本件使用者の代表者に対して1年に1回の割合で書面をもってその内容を伝えることとする。
- ④ 申立人と相手方は、将来、本件校庭の利用によって申立人の所有地に悪影響が生じたときは、その対応について協議することとする。
- ⑤ 申立人と相手方は、申立人と相手方との間には、本件について、本調停条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑥ 調停費用は各自の負担とする。

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(11) 略

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（略）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(以下略)